

～ 大多喜町からのお知らせ～

新型コロナウイルス感染症に関する国や町、関係機関が実施する各種支援策一覧をお知らせします。
詳しくは、問合せ先へご連絡ください。
[※]が表示されているものは、町が実施する支援策です。

個人向け支援策

- 特別額給付金**
 - ・4月27日時点で本町に住民登録されている方の世帯主あてに5月12日から郵送しています。
 - ・1人あたり10万円を給付
 - ・問合せ 総務課給付金対策担当班 ☎82-2165
- 子育て世帯臨時給付金**
 - ・対象児童1人につき1万円を給付
 - ・問合せ 健康福祉課 ☎82-2168
- 住居確保給付金**
 - ・収入の減少により住居を失うおそれがある方へ一定期間家賃相当額を給付
 - ・支給額は世帯人数や月収により異なる。
 - ・問合せ 健康福祉課 ☎82-2168
夷隅ひなた ☎64-6380
※ 夷隅ひなたは、千葉県から生活困窮者自立支援事業を委託されているNPO法人です。
- ※町営住宅の提供**
 - ・解雇等により住宅の確保が困難となった町内在住の方へ町営住宅を一時的に提供
 - ・入居期間 原則6か月
 - ・問合せ 建設課 ☎82-2115
- ※就学援助金**
 - ・世帯の収入が減少し、生計に急激な変化が見られる場合小中学生の世帯へ学用品や通学用品等を一部を援助
 - ・問合せ 教育課 ☎82-3010 又は各小中学校へ
- 高等教育修学支援制度**
 - ・収入の減少により授業料の支払いが困難な方へ授業料減免及び返済不要の給付型奨学金
 - ・問合せ 日本学生支援機構 ☎0570-666-301
- ※奨学金の貸与や猶予**
 - ・収入の減少により修学、学生生活が困難になっている生徒、学生へ
 - ・一時金として50万円を限度に貸与
 - ・収入の減少により返還が困難な方へ返還期間を猶予
 - ・問合せ 教育課 ☎82-3010

個人向け支援策

- ※家庭学習支援**
 - ・インターネット環境が整備されていない児童生徒の世帯を対象に、タブレットやWi-Fi等の貸出しを行い家庭での学習環境を整備
 - ・問合せ 教育課 ☎82-3010
- 緊急小口資金**
 - ・生計維持が困難となった場合に少額費用を貸付
 - ・上限20万円 ・償還期間2年以内 ・返済据置1年
 - ・問合せ 社会福祉協議会 ☎82-4969
- 総合支援資金**
 - ・生活再建までの間に必要な生活費を貸付
 - ・単身世帯15万円 ・複数世帯20万円
 - ・償還期間10年以内 ・返済据置1年
 - ・問合せ 社会福祉協議会 ☎82-4969
- ※マスクの配布**
 - ・妊娠されている方、独居高齢者の方へ
 - ・問合せ 健康福祉課 ☎82-2168
- ※町税等の減免や猶予**
 - ・収入が減少した方を対象に納期の猶予や減免
町税＝住民税、固定資産税、国民健康保険税など
使用料等＝町営住宅、保育料など
社会保険料＝国民年金、介護保険料、後期高齢者医療保険料など
 - ・問合せ
町税、国民年金及び後期高齢者医療保険 税務住民課 ☎82-2122
町営住宅使用料 建設課 ☎82-2115
保育料 教育課 ☎82-3010
介護保険料 健康福祉課 ☎82-2168
- 公共料金支払い猶予**
 - ・電気、ガス、水道、電話料金の支払い期限の猶予
 - ・問合せ 水道料 環境水道課 ☎82-2067
各電力、ガス、電話料は各事業者へ
- 住宅ローン**
 - ・今後の利払い、返済スケジュールの変更について相談が可能
 - ・問合せ 各金融機関又は金融庁相談ダイヤル
金融庁相談ダイヤル ☎0120-156-811
- ※会計年度任用職員の募集**
 - ・感染症の影響により解雇された方や内定を取り消された方
 - ・役場や特別養護老人ホームでの勤務
 - ・一般事務若干名、介護士1名、看護師1名
 - ・採用期間 6月～3月末
 - ・問合せ 総務課 ☎82-2111

国税に関する相談

- ・所得税や法人税、消費税などに関する相談
- ・問合せ 国税局猶予相談センター
☎03-6672-3503

事業

※ 感染拡大防止対策協力金

- ・町からの要請によりホテル、旅館や飲食店等において感染拡大防止のため休業又は営業時間の短縮等を実施した場合
- ・1事業者10万円
- ・問合せ 商工観光課 ☎82-2176

業者

持続化給付金

- ・休業などの自粛により売上げが前年比50%減の場合その月の売上げを年換算した額を昨年1年間の売上げから引いた減少分を給付
- ・中小法人 最大200万円 ・個人事業者 最大100万円
- ・問合せ 大多喜町商工会 ☎82-2538

者

中小企業再建支援金

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、売上げが前年月比50%以上減少した県内に本社を有する中小企業（個人事業主）
- ・最大40万円
- ※ 緊急事態宣言の延長に伴い、当初の30万円から10万円増額されました。
- ・問合せ 大多喜町商工会 ☎82-2538

向

雇用調整助成金 (コロナ特例)

- ・感染拡大防止のため従業員に休んでもらう場合
- ・中小企業なら最大10分の9助成
- 助成率は、企業の規模・雇用条件で変動
- ・問合せ 大多喜町商工会 ☎82-2538

け

小学校休業等 対応支援

- 【小学校休業等対応助成金】
- ・小学校等の休校で従業員が有給休暇取得の場合
- ・1日あたり8,330円を上限に賃金相当額を助成
- 【小学校休業等対応支援金】
- ・小学校等の休校で休業したフリーランス
- ・1日あたり4,100円を助成（定額）
- 【問合せ】 厚生労働省コールセンター
☎0120-60-3999

援

※ 雇用促進 奨励金

- ・感染症の影響により解雇された方や内定を取消された町内在住者を雇用した町内の事業所へ
- ・新規雇用者1人につき 25万円
- ・10月1日までに雇用し6か月以上の雇用実績を要する。
- ・問合せ 商工観光課 ☎82-2176

策

中小事業者向け相談 窓口の設置

- ・感染症に伴い生じる様々な問題や支援策に関する全体窓口や個別相談窓口を商工会に設置
- ・問合せ 大多喜町商工会 ☎82-2538

給付金のサギ（詐欺）にご注意ください！！

役場や総務省などが次のことを行うことはありません！

- ・現金自動預払機（ATM）の操作をお願いすること。
- ・給付金などの受給にあたり、手数料の振込を求めること。
- ・暗証番号、マイナンバーを聞き出すこと。
- ・自宅を訪問し通帳やキャッシュカード、身分証明書を預かること。
- ・メールを送り、URLをクリックして申請手続きを求めること。



怪しいな？と思ったら遠慮なくご相談ください！

- ・消費者ホットライン ☎188
- ・大多喜町役場 ☎82-2111
- ・新型コロナウイルス給付金関連
消費者ホットライン
☎0120-213-188
- ・警察署 ☎110
- ・警察相談専用電話 ☎#9110

新型コロナウイルス感染症に関する情報は町のホームページからもご覧になれます。
インターネットで「大多喜町」と検索又は右のQRコードを読み込むと表示されます。

大多喜町 検索



誰もが感染するリスク、誰でも感染させるリスクがあります。
新型コロナウイルス感染症から、あなたと身近な人の命を守るよう
日常生活を見直してみましょう。

- 1 スーパーは1人
または**少人数で**
すいている時間に



- 2 飲食は
持帰り、宅配も
TAKE OUT



- 3 ジョギングや散歩は
少人数で
公園は
すいた時間・場所を選ぶ



- 4 外出や会話をする時は**マスク**をつけて



3つの密を避けましょう

- 1 換気の悪い**密閉空間**
- 2 多数が集まる**密集場所**
- 3 間近で会話や発生をする**密接場面**

- ☆ **手洗い**
- ☆ **咳エチケット**
- ☆ **健康管理**
を心がけましょう